**kensyo**

**埼玉県　　　　　　　　　　お知らせ**

**台風第１９号に係る災害復旧工事を迅速に進めます**

　本年１０月の台風第１９号により県内においても甚大な被害が発生しました。

　県民の皆様の安心・安全のため、災害復旧工事は優先的かつ迅速に進める必要があります。

　今後、災害復旧工事の発注が本格化しますが、同時期に発注が集中することや既に施工中の工事と工期が重複し技術者が確保できないこと、また、地域の建設業者だけでは人手が足りなくなることなどにより、入札の不調不落が懸念されます。

　そこで、台風第１９号に係る災害復旧工事※の不調不落対策として、以下のとおり取り組むこととしました。

※「台風第１９号に係る災害復旧工事」は、令和元年発生土木施設災害復旧事業で実施する工事である。（令和元年発生土木施設災害復旧事業と他の事業を合併して実施する工事を含む。）

**１　総合評価方式の対応**

　（１）災害復旧工事を難工事として発注

　・　県土整備部では、台風第１９号に係る災害復旧工事（随意契約する工事を除く。）について、原則、難工事指定として発注。

　・　令和２年度のガイドライン（Ver.15）に限り、県土整備部では、難工事完了実績を当該発注課所のみならず「県土整備部の発注課所」とするなどの運用拡大を検討。（埼玉県総合評価審査委員会に諮り改定予定）

　（２）災害復旧工事契約実績を評価

　　・　令和２年度のガイドライン（Ver.15）から「災害復旧工事契約実績」の加点評価を検討。（埼玉県総合評価審査委員会に諮り改定予定）

**２　工事成績の評価**

　　・　災害復旧など緊急的な対応が求められる工事を確実に評価するため、「工事特性」の考査項目について、困難な作業環境や社会条件等への対応事項において「事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事」、厳しい自然・地盤条件への対応事項おいて「被災箇所の措置や急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事」の項目を設定。

　　・　県内で甚大な被害が発生した台風第１９号における災害復旧工事の地域貢献度を考慮し、台風第１９号に係る災害復旧工事に限り、「社会性等」の考査項目についてａ´以上（1.5点以上）の評価。

**３　技術者配置の対応**

　（１）緊急を要する災害復旧を優先して行うための工事一時中止命令

　・　台風第19号に係る災害復旧工事に優先した対応が必要な場合、県土整備部では、受発注者間の協議を踏まえた上で、施工中の工事の一時中止を指示し、それに伴う増加費用を計上。

　（２）監理技術者等の途中交代

　・　台風第１９号による被災に起因し、受注者の責によらない理由により工期が延長された場合、工程上一定の区切りと認められた時点においては、監理技術者等の途中交代を認める。

　（３）恒常的な雇用関係の取扱い

　・　台風第１９号に係る災害復旧工事に専任の監理技術者等について、管内業者にあっては、配置可能な技術者がいないなどやむを得ない事情がある場合については、３ヶ月未満の雇用関係であっても差し支えないこととする。

**４　検査書類の簡素化**

　・　台風第１９号に係る災害復旧工事については、国土交通省で試行されている「検査書類限定型モデル工事実施要領」の工事書類（検査に必要な書類）の削減の取組を参考にして、検査書類の簡素化を図る。

**５　そ の 他**

・　詳細は、建設管理課のホームページに「台風第１９号に係る災害復旧工事の不調不落対策について」として掲載していますので、御確認ください。

　　　埼玉県建設管理課　ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/doboku-gijutu-reikisyu.html>

**問い合わせ先：埼玉県県土整備部建設管理課**

**電話番号：048‐830‐5201**